

香川県条例第48号

香川県個人情報保護条例の一部を改正する条例

香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第16条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>(個人情報保護審議会)</p> <p>第56条 略</p> <p>2 審議会は、前項の審議を行うほか、個人情報の保護に関する制度の運営及び改善並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第27条第1項に規定する評価書に記載された同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルの取扱い</u>について、知事又は実施機関に意見を述べることができる。</p> <p>3～11 略</p>	<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 県の機関、国の機関、県以外の地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア～エ 略</p> <p>オ 県、<u>国</u>若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>(個人情報保護審議会)</p> <p>第56条 この条例の規定による諮問に応じて審議を行うため、香川県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会は、前項の審議を行うほか、個人情報の保護に関する制度の運営及び改善について、知事又は実施機関に意見を述べることができる。</p> <p>3～11 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。